

伊丹市立保健センター等複合化施設整備他工事（建築工事）の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて

伊丹市立保健センター等複合化施設整備他工事（建築工事）の契約金額を変更するため、下記のとおり請負契約の一部を変更する契約を締結する。よって、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年伊丹市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

令和3年3月10日締結した伊丹市立保健センター等複合化施設整備他工事（建築工事）の請負契約中「契約金額 金917,884,000円」を「契約金額 金952,798,000円」に改める。

令和4年6月28日提出

伊丹市長 藤原 保幸

(参 考)

1 工事の名称及び位置

名称 令和2年度伊丹市立保健センター等複合化施設整備他
工事（建築工事）

位置 伊丹市千僧1丁目1番地の1，39番地の1の一部

2 契約の方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の
2第1項第2号の規定による随意契約

3 契約金額

金952，798，000円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金86，618，
000円）

4 契約の相手方

住 所 神戸市中央区二宮町1丁目2番3号

名 称 株式会社益田工務店

代表者 代表取締役 永井 完次

5 工事変更の概要

地中障害物（土留め用鋼材等）の撤去及び処分等